

○厚生労働省告示第八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中⁽²²²⁾を⁽²²³⁾とし、⁽⁴¹⁾から⁽²²¹⁾までを⁽⁴²⁾から⁽²²²⁾までとし、⁽⁴⁰⁾の次に次のように加える。

(41) ホボロクマブ（遺伝子組換え）

別表第1の4中「採血に用いる医療機器」の下に「並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器」を加える。